

生駒市選挙管理委員会告示第41号

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月19日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年10月生駒市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

様式第11号、様式第12号（その1）、様式第13号（その1）、様式第14号（その1）、様式第14号（その2）及び様式第16号（その2）中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

この告示は、平成22年4月19日から施行する。